

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管課	教育庁 体育保健課
評価対象期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日

1 指定概要

施設概要	名称	大分県立庄内屋内競技場	施設種別	レクリエーション・スポーツ
	所在地	由布市庄内町大龍1314		
	設置目的	県民の体育及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に資するため。		
指定管理者	名称	由布市		
	代表者名	由布市長 首藤奉文		
	所在地	由布市庄内町柿原302番地		
指定管理業務の内容	①体育施設の維持管理及び修繕に関する業務 ②体育施設の利用の受付及び案内に関する業務 ③体育施設の利用の許可に関する業務 ④体育施設の利用の促進に関する業務 ⑤前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務			
料金制度	利用料金 ・ 使用料 ・ 該当なし			
指定期間	平成26年4月1日～31年3月31日(5年間)			

2 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 施設の設置目的の達成(有効性の向上)に関する取組み	40		24
(1)施設の設置目的の達成	20	3	12
①計画に則って施設の管理運営(指定管理業務)が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか(目標を達成できたか)。			
②施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。			
③複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。			
④施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。			
【評価の理由】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内唯一のライフル射撃競技場であり、年間を通じて各種大会が開催されている。また、土日及び平日の放課後に、県ライフル射撃協会と由布高校・東九州龍谷高校のライフル射撃部が練習を行っている。 ○ ライフル射撃を行わないときは、テニス、ゲートボールなどに利用でき、定期的に地元のテニスクラブの練習や総合型スポーツクラブのソフトテニス教室等で利用されている。 ○ 屋内施設であることから、雨天時に由布市のイベントなどにも利用されている。 			

<p>(2) 利用者の満足度</p> <p>①利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。</p> <p>②利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。</p> <p>③利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。</p> <p>④利用者への情報提供が十分になされたか。</p> <p>⑤その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。</p>	20	3	12
<p>【評価の理由】</p> <p>○ 年に1回、屋内競技場運営委員会を開催し、利用団体との意見交換を実施しており、施設利用者の要望への対応もなされている。 また、随時、利用団体からの要望把握に努めている。</p>			
2 効率性の向上等に関する取組み	30		18
<p>(1) 経費の低減等</p> <p>①施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。</p> <p>②清掃、警備、設備の保守点検等の業務について再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。</p> <p>③経費の効果的・効率的な執行がなされたか。</p>	20	3	12
<p>【評価の理由】</p> <p>○ 不要な照明をつけないよう節電を心がけている。</p> <p>○ 運動公園内の他の施設管理と一体的に管理することで、通常の清掃など効率的に管理している。</p>			

(2)収入の増加	10	3	6
①収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。			
【評価の理由】 ○ 利用時間を午後10時までとしており、社会人等が利用しやすいものとなっている。毎週木曜日のテニス利用が午後8時30分まで、毎週金曜日のソフトテニス利用が午後9時30分までとなっている。			
3 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組み	30		18
(1)施設の管理運営(指定管理業務)の実施状況			
①施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であったか。	15	3	9
②職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか。			
③地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。			
【評価の理由】 ○ 通常は嘱託職員1名で対応しているが、イベント時には市教育委員会スポーツ振興課等で応援体制をとることとしており、柔軟に対応し特に問題はない。 ○ ライフル射撃の利用にあたっては、公安委員会登録の管理者、従事者が射撃場の管理を行うこととしており、嘱託職員と連携した管理により安全な利用に努めている。			
(2)平等利用、安全対策、危機管理体制など			
①関係法令(地方自治法、労働関係法令、通則条例、設置条例等)が遵守されているか。	15	3	9
②施設の利用者の個人情報保護のための対策が適切に実施されているか。			
③利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。			
④施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支の内容に不適切な点はないか。			
⑤管理物件の修繕や日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。			
⑥防犯、防災対策等の危機管理体制が適切であったか。			
⑦事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。			
【評価の理由】 ○ 施設管理マニュアル、事故等対応マニュアルに沿った管理体制がとられている。			

【選定委員の意見】

--

【総合評価】

合計得点(100点満点)	60	評価ランク(A~E)	C
--------------	----	------------	---

〔評価の理由〕

- 施設の管理運営は、施設の維持管理が主で、ライフル射撃の利用については、ライフル射撃協会と連携し管理を行っている。
ライフル射撃協会の指導協力により、由布高校のライフル射撃の技術力も向上し全国大会で好成績を挙げるなど地域住民へのアピール度も高い。また、広く県民への認知度が高まることで、ライフル射撃の競技人口の拡大が期待される。
また、用途が限定される施設ではあるが、テニスでの利用や総合型スポーツクラブでの利用など利用促進に努めている。

〔今後の対応〕

- 競技団体との連携により、ライフル射撃競技の普及促進による利用者の増加を期待するとともに、屋内施設であることを積極的にPRすることで、各種運動競技やイベント利用など施設を有効に活用してもらいたい。

【指定管理者評価部会の意見】

- 施設の価値は高いものがあり、指定管理者にも施設の積極的な活用を期待したい。
- 特定の利用団体が占用している会議室等については、使用料を徴収すべきである。県内外にライフル射撃の盛んなまちだとPRしたり、総合型地域スポーツクラブを活用するなど、利用者を増やすアプローチも試みて欲しい。
- ライフル射撃協会が実質的な管理を担っている面があるが、責任の所在を明確にし、管理や運営にあたるべきである。